

1. 業務の目的

近年、従来の物見遊山的な名所を巡る観光旅行に対して、これまで観光資源として気づかれていなかった地域の資源を新たに活用し、体験型・交流型の要素を取り入れた新たな旅行の形態が広がりを見せている。また、昨今の新型コロナウイルス感染症の長期化により変化したコロナ禍における旅行ニーズに対応するため、アフターコロナを見据えた誘客戦略を如何に効果的に展開するかで、今後、「今、行くべき観光地」として、求められる時代のニーズに対応できるかが注目されている。

本業務では、本村を含め近隣地域において、当該地域で実施されていない体験型・交流型の要素を取り入れたグランピングなどの新たな観光スポット開発を行うことで、本村での新たな魅力の創出を後押しし、新市場開拓を含めた誘客の促進を図ることを目的とする。

2. 業務名

佐井村観光プロモーションツール強化事業業務委託

3. 委託期間

契約締結日から令和5年3月10日（金）まで

4. 予算限度額

16,837千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5. 業務の内容

本事業の受託者は、本村地域において、これまで観光資源としては気づかれていなかった地域の資源を活用し、当該地域で今まで実施されていない体験型・交流型の要素を取り入れたグランピングなどの新たな観光スポット開発事業を行う。

以上のことを踏まえ、プロポーザルの提案内容には、次の項目を最小限度として組み込むこととし、企画提案により内容及び構成について決定することとする。

(1) 企画開発

- ① 体験型・交流型の拠点となるグランピングなどの実施内容と運営（参加者の傷害保険、設備・資機材準備、後片付け、会場設営・撤収、食事等）についての企画・開発を行い、販売すること。
- ② 体験型・交流型サービスについては、ターゲットを明確にして、自然体験（例：トレッキング、シーカヤック、ヨガ、ワークアウト等）のほか、文化体験や里地観光（例：歌舞伎体験、漁業体験、サイクリング等、新規性の高いものやこれまで観光利用の乏しかったもの）を取り入れることで、旅行者に「もう一泊」を促す工夫や努力を施すこと。

③ コロナ禍における新たな旅スタイルとして注目されているワーケーションや長期滞在を推進する滞在プランを検討すること。

④ 村で現在進めている「旧福浦小中学校跡施設利活用整備基本計画」を視野に入れ、本事業実施後においても利活用できるアクティビティを設置すること。

(2) 誘客

① 本事業による本村の注目度の向上と集客を図るため、本事業の統一テーマを設定し、各アクティビティを一体として、事業全体のブランディングを行うこと。

② 事業全体のPRのためのWEBサイトを構築・運営すること。

(3) 広報

① (1)で企画開発したものを効果的にPRするため、テレビ・雑誌・インターネットなど活用し、幅広い層を対象に宣伝すること。

② 事業終了後においても継続的なPRを行うため、本村での新たな観光スポットを中心とした体験型・交流型観光素材の情報を掲載した情報誌を作成すること。

6. 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（土曜日、日曜日、祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く）以内に業務計画書を作成し、発注者に提出し、承認を受けなければならない。

7. 成果報告

本事業完了時に、次の成果物を提出すること。

なお、成果物に瑕疵が確認された場合は、発注者の指示に従い必要な処理を受託者の負担において行うこと。

(1) 業務報告書3部（本業務で実施した各業務の実績等に関する報告、広報に係る証拠書類を含む。）

(2) 報告書のデータ納品（CD-R 3枚）

8. 成果物の帰属等

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の承諾なく他に公表、貸与または使用させてはならない。成果物に係る著作権は、発注者に帰属することとし、受注者はこれを公開してはならない。

ただし、事前に発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

9. 秘密の保持

受注者（本業務に従事した全ての者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を第三者へ漏えいしてはならない。

なお、本業務委託契約が終了した後についても同様とする。

10. 個人情報保護

受注者は、本業務の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、佐井村個人情報保護条例（平成27年佐井村条例第31号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他に漏らしてはいけない。また、業務終了後または契約解除後も同様とする。

11. 損賠の賠償

本業務の遂行にあたっては、十分な注意を払って行うこととし、受注者の故意または過失により、発注者または第三者に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

12. 委託料の支払

発注者において成果物の検査が完了した後、受注者からの請求により支払う。

13. その他

- (1) 業務着手前に工程表を提出し、業務のスケジュールを明確にすること。
- (2) 十分な業務遂行能力を有する適正な人員と体制を確保すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、発注者と十分協議を行うとともに、発注者の指示に柔軟に対応すること。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、特に著作権・商標権・肖像権等の侵害行為を行うことのないよう留意すること。
- (5) 業務の遂行に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と協議すること。
- (7) 業務の実施にあたり、疑義が生じた事項については、発注者と協議の上、対応すること。

以 上